## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	1	7\、 双受印 \																			[1.	/2]
令和	] 有	≡ 月	I	申	本主た	又 人 の 店	がは場又事在といると	所)は	は 日日市市地御削5-16-24-2 所							- 333	30 )					
				⇒圭	納	ブリ : 税	ガナ	地			— 00 <sup>,</sup> 地御前	42 ) ົ່ງ5-16	-24-2		(電話	来早	0829	a —	30		- 22	30 )
				請			ガナ		<b>⊗</b>	A 41					(电社	留万	082	<u>9  —</u>	30		33	30 )
							は 名  ガ ナ		株式会社 オカモト オカモト オカモトトシカツ													
	廿日市	<b>〕</b>	署長殿	者	(法 代 表		場 <i>台</i> 氏		岡本	俊	克											
					法	人	番	号	5	2	4	0	0	0	1	0			2	6	8	9
公表 1 2 な																						
(	平成2※ 当	のとお 8年法律 6該申請 令和 5	津第15 青書は、	号): 、所?	第 5 条 导税法	の規 等の-	定によ 一部を	: るi : 改ī	改正後 Eする	後の消 法律	肖費科	法第	57条	Ø 2	第 2	項の	規定	によ	:り月	請し	」ま `	す。
		年3月3			和5年	10月	1月に	登鉤	まされ	ます	0											
					この	申請書	を提出	する			て、該 「業者		事業	者の区	<u>「</u> クに		□に 兑事業		を付 l	ンてく	ださ	۱,°
事	業	者	区	分			録要件· 認」欄	の確認	認」 欄	を記載	まして	くださ				4業者	に該当	自する		には、	次葉	「免税
判合にのか	に よ り 有 請 書 っ た こ	月31日課税事業年6月3を提出つる	業者とな 30日)ま ることな き困難な	こるほう るででき い事情			, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,												, ,			
税	理	士	署	名	T¥ TF	士法人 閏士	、長名	谷川:	会計						(電話	番号	082	! _	27	2 –	- 580	68 )
<b>※</b> 税務	整理番号				部門 番号		申	請年	三月日			年	月	Ħ	通	信	年		寸	印 日 i		
務署処理	入力	処 理		年	月	· 目	番号確認				身元 確認	口済口未		確認 書類			ード/道   	<b>通知カー</b>	-ド・選	転免許	証 ) 	
欄	登録	、番 号	T,																			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

		氏名又は名称	株式会社オ	カモト						
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を	付し記載してくだ	さい。							
	□ 令和5年10月1日の属する課税期間 (平成28年法律第15号)附則第44条第 ※ 登録開始日から納税義務の免除	34項の規定の適用	用を受けよう	とする事業者						
事	個 人 番 号	<u> </u>								
業	事生年月日(個		法人 事 業	年 度						
者	*   人) 又は設立   年   内   年月日(法人)   日   日   日   日   日   日   日   日   日	月 日	のみ 記載 資 本	至 月 日						
<b>の</b>	等 事 業 内 容			N N 1 1						
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受けようとする事業者									
認										
登	│ 送│ 課税事業者です。									
録										
要	Į Vi,									
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。									
確	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・									
認	います。									
参										
考										
事										
項										